

特定非営利活動法人 いきいきクラブ 山陽

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 いきいきクラブ 山陽という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を、岡山市津島福居一丁目9番 19号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者、要介護者を対象にした日常生活の支援、援助を中心に、ボランティア活動等の啓発・実践活動を行い、広く公共の福祉の寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① ボランティア活動に関する相談、連絡調整、派遣事業
- ② ボランティア活動の広報、情報の提供や機器材の貸出し事業
- ③ ボランティア活動の調査、研究、企画事業
- ④ 障害児・者や高齢者の社会参加と社会的自立の促進事業
- ⑤ ディサービスに関する事業
- ⑥ 介護保険法による居宅介護支援事業
- ⑦ 介護保険法による訪問介護事業
- ⑧ 介護保険法による通所介護事業
- ⑨ 介護保険法による痴呆対応型共同生活介護事業
- ⑩ 介護保険法による福祉用具貸与事業
- ⑪ ホームヘルパー研修事業
- ⑫ 自家用自動車有償運送事業
- ⑬ 知的・精神障害者などの作業所事業
- ⑭ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく在宅介護事業
- ⑮ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 介護用品取扱事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び企業、団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び企業、団体
- (3) 特別会員 福祉増進の援助を受ける個人及び団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同する者
 - (2) 本会の事業の推進に寄与できる者
- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。但し前条に規定する特別会員は除く。
- 3 理事長は、前項の者が第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるとときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会 費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。
- 2 会員が納入した会費及び拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退 会)

- 第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 2 会員が次に該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
(2) 会員が正当な理由なく継続して年会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催促しても応じず、理事会において退会を議決したとき。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。
(1) 定款又は規則に違反し著しく法人の名誉を傷つけたとき。
(2) 法人の目的に反する行為があったとき。

第4章 役 員

(役員の種別及び定数)

- 第11条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理 事 3人以上 10人以内
(2) 監 事 2人

(役員の選任)

- 第12条 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
(1) 会長 1名
(2) 理事長 1名
(3) 副理事長 1名
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 副理事長及び会長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2 補欠又は、増員により就任した役員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反があると認められたとき。
(3) その他、役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

- 第17条 役員のうち常勤又はそれに準ずる役員は、理事会の議決により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。
2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第5章 顧問

- 第18条 この法人に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。
3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第6章 総会

(総会の構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。
2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

- 第20条 総会は、定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び収支決算
(5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)総会提出議案の審議と付議すべき事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の遂行に関する事項

(4)事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)入会金及び会費の額

(7)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入を除く。第41条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

2 理事長は、前項2号及び3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数・議決・書面表決等・議事録)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

4 書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

5 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及び議事録署名人1人以上が、署名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。但し、理事会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とすることができます。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人 岡山県共同募金会のいづれかに譲渡するものとする。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の会務を円滑にするため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
4 理事は、事務局長若しくは職員と兼職することができる。
5 事務局組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第12章 公告の方法及びその他

(公告)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、山陽新聞に掲載して行う。

(細則)

第47条 この法人の運営について必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	小田	耕一郎
理事長	湯	和夫
副理事長	藤	原茂夫
理事	岸	本清美
理事	黒木	和博
理事	近常	寧
理事	出口	晴三
理事	出土	肥啓利
理事	岩	岡唯道
監事	藤	守
監事	船	岳伸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定かわらず、成立の日から平成17年3月31日とする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年

- 3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定かわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|------------|------------|----------|
| (1) 正会員 会費 | (個人) | 20,000 円 |
| | (企業・団体) | 50,000 円 |
| (2) 賛助会員会費 | (個人・企業・団体) | 10,000 円 |
| (3) 特別会員会費 | (個人) | 10,000 円 |
| | (団体) | 20,000 円 |